

農林水産商工常任委員会資料

(平成28年9月15日)

項 目	ページ
1 鳥取発次世代社会モデル創造特区の取組の状況等について 【商工政策課】	1
2 株式会社ネットワークインフォメーションセンターによる株式会社NIC 智頭コンタクトセンター設立に係る調印式について 【立地戦略課】	3
3 鳥取大学に対する鳥取県補助事業等の調査について 【産業振興課】	5
4 鳥取県と中小企業庁、中国経済産業局との中小企業者等支援に関する連携 協定締結について 【企業支援課】	7
5 経済団体への障がい者雇用の要請について 【就業支援課】	9
6 鳥取県、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構及び美作大学・美作大学短期 大学部の就職支援に関する協定書の締結について 【就業支援課】	10
7 平成28年度民工芸振興関係の主な取組について 【販路拡大・輸出促進課】	11

商 工 労 働 部

鳥取発次世代社会モデル創造特区の取組の状況等について

平成 28 年 9 月 15 日
商 工 政 策 課

「鳥取発次世代社会モデル創造特区」は、平成 24 年 7 月 25 日に区域指定を受け、各種取組を実施してきたところですが、今年度をもって事業計画期間が終了しますので取組状況等を以下のとおり報告します。

なお、最終年度に当たり、9 月末までに国に対して計画書の再提出又は区域指定解除の申請のいずれかを行う必要がありますが、当該取組の成果等を踏まえ、現状必要とする規制緩和等もないため、国に対して解除申請を行うこととしております。

1 取組状況等

(1) 商店街の利便性を高める e-モビリティ交通サービスの実現

- 県内事業者 2 社が平成 26 年度に米子市内で E V 等 2 台、超小型モビリティ 2 台を導入し、カーシェアリング事業等を開始した。(米子地域のほか、鳥取地域で 1 社がカーシェアリング事業を開始。3 社の会員数合計 379 名/E V 等 12 台 (H28. 8 末現在))
- 超小型モビリティについては、地域観光の 2 次交通利用での需要の掘り起こしができた。(米子地域のほか、鳥取市鹿野区域及び智頭町区域で株智頭石油が実証事業を実施。)

(2) 再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービスの実現

- 対象地域の電力量調査の結果を利用し、電力需給シミュレーションでシステムの性能や安全性を検証し、無停電サービスを提供するシステムの構築が技術的に可能なことを実証できたが、システム構築と維持に多大な経費が必要なこと等の課題もあったことから実施事業者が見込めず、当該システムの構築には至らなかった。
- しかしながら、当該調査事業の経験を活かして特区区域内において電力小売事業者が設立されるなど、再生可能エネルギーの地産地消の取組に繋がった。(県内電力小売事業者 7 社が新たに設立)

(3) 健康情報を高度利用する健康づくりサービスの実現

- 西伯病院において実施した A I C S 検査 (受検者 3, 244 人 (H28. 7 末累計)) をきっかけとして、南部町におけるがん検診受診率が向上 (検査開始前約 3 割⇒平成 27 年度約 4 割) するとともに、地域の健康づくりの意識醸成に寄与した。
- 平成 26 年度には、南部町が味の素(株)等と連携してロコトレ運動教室を開始するなど、地域の予防医療や健康づくりのための官民連携体制が構築されたほか、同年度以降は、(株)中海テレビ放送が C A T V 網を活用した新たな健康づくりサービス (健康情報管理サービス、ロコトレ運動配信サービス、高齢者・児童見守りサービス等) の実証事業を実施し、事業化に向けた動きが出てきた。

2 今後について

- 当該特区の成果を活かしながら、カーシェアリング事業等や健康づくりサービスについて、各事業者が主体的に事業を実施予定であり、今後は、県、市町村事業等の活用により支援を行う。
 - ※ 智頭町が小型モビリティの増車 (2 台) を財政支援。
 - ※ 高齢者・児童見守りサービスの事業化に向けて、「鳥取県ウェアラブルデバイス活用実証モデル開発支援補助金」により支援 (南部町で実証実験中)
- 県内企業の技術・製品開発等の動向を踏まえつつ、国に提案中である国家戦略特区「未来社会創造ディスプレイ・イノベーションプロジェクト」の取組を進め、成長分野である自動車産業等の集積を図りたい。

<国家戦略特区「未来社会創造ディスプレイ・イノベーションプロジェクト」概要>

県内に開発・製造拠点を有する企業が車載向けディスプレイ開発に向けた迅速な実証実験を行うため、必要な規制緩和 (公道実験ごとに行う使用許可手続の簡素化) 等を行い、関連企業の集積及び新たなイノベーションの創出を図ろうとするもの。(平成 25 年 9 月及び平成 26 年 8 月に国に対し国家戦略特区として提案)

参考資料

E V等カーシェアリング事業の状況

事業社名	場所	車両	開始日	会員数 (+128.8名在)
(株)岡田商店	米子市法勝寺町	リーフ×1台	H26.4.16	35名
千葉晶洋	米子市明治町	7リットルPHV×1台	H26.10.9	11名

■とっとりEVカーシェア推進事業（鳥取県事業）：補助率：2/3 上限額：200万円/年・台（3年間補助）

上記のほか、智頭石油（株）が県事業を活用してカーシェアリング事業を実施しており、車両台数10台（ガソリン車3台を含む。）に対し、345名（1台あたり約35名）の会員が登録。

参考：カーシェアリング事業大手のタイムズ24（株）は、全国で車両台数14,324台・会員数600,997名（一台あたりの会員数42名。平成28年3月末現在）

超小型モビリティの運行状況

事業者名	場所	車両	開始日
(株)岡田商店	米子市法勝寺町・道笑町	NMC×2台	H26.11.20

■超小型モビリティ導入実証事業：（鳥取県事業）補助率：車両1/3（別途国1/2）、運営経費等5/6 上限額：170万円/年・台（3年間補助）

上記のほか、智頭石油（株）が智頭町及び鳥取市鹿野町で県事業を活用してNMC（※）をそれぞれ2台運行しており、平成28年9月には、智頭町で2台増車。（智頭町が国の交付金事業を活用して導入）

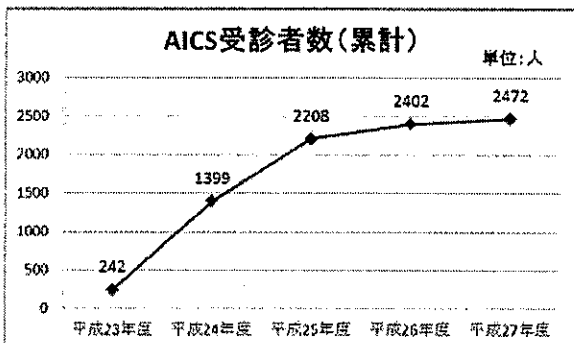
※ NMC…日産ニューモビリティコンセプト



智頭町の例（智頭石油（株）HPより一部転載）

南部町におけるA I C S（※）受検者数とがん検診受診率の推移

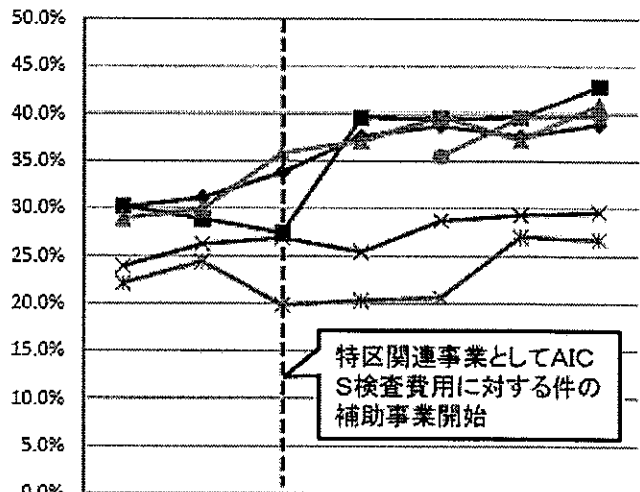
＜南部町におけるAICS受診者数推移＞



特区関連事業の実施でAICS検診受診者が増加したことに伴い、当該検診から引き続いてがん検診受診する者が増え、がん検診の受診率は年々増加。

※ AICS（アミノインデックスがんスクリーニング）…血液中のアミノ酸濃度を測定し、健康な人とがんである人のアミノ酸濃度バランスの違いを統計的に解析することで、現在、がんであるリスクを評価する新しい検査。

南部町におけるがん検診受診率の推移
(西伯病院作成資料をもとに作成)



特区関連事業としてAICS検査費用に対する件の補助事業開始

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
胃がん	30.1%	31.1%	33.8%	37.6%	38.7%	37.6%	38.9%
肺がん	30.2%	28.9%	27.4%	39.6%	39.5%	39.6%	42.9%
大腸がん	28.9%	29.9%	35.9%	37.1%	39.7%	37.2%	41.0%
子宮がん	23.9%	26.2%	26.9%	25.4%	28.7%	29.3%	29.6%
乳がん	22.1%	24.4%	19.8%	20.3%	20.6%	27.0%	26.7%
前立腺がん					35.5%	39.6%	39.8%

株式会社ネットワークインフォメーションセンターによる
株式会社NIC智頭コンタクトセンター設立に係る調印式について

平成28年9月15日
立地戦略課

コールセンター業務を行う株式会社ネットワークインフォメーションセンター（以下NIC）が、智頭町旧山郷（やまさと）小学校内に株式会社NIC智頭コンタクトセンターを開設することとなり、平成28年9月7日（水）に鳥取県、智頭町、山郷地区振興協議会との4者による協定書の調印式を行いました。

1 企業概要

- (1) 名称 株式会社ネットワークインフォメーションセンター
- (2) 代表者 代表取締役 曾根 邦夫
- (3) 本社所在地 東京都渋谷区道玄坂2-16-4野村不動産渋谷道玄坂ビル6階
- (4) 資本金 5,000万円
- (5) 売上額 約21億円（平成28年8月期）
- (6) 従業員数 528名（平成28年2月末時点）
- (7) 事業内容 コールセンター事業・システムインテグレーション事業
- (8) 株式会社NIC智頭コンタクトセンター
 - ・代表者 代表取締役 曾根 邦夫
 - ・本社所在地 鳥取県八頭郡智頭町大字福原19番地
 - ・資本金 100万円
 - ・事業内容 コールセンター事業

(9) 今後の事業見通し

平成27年8月期の経常利益は、コールセンター事業の売上が順調に伸び増収となり最終増益となった。今期も銀行等のコールセンター業務が堅調であり、前年の経常利益を上回る見通し。

2 立地計画概要

(1) 増設場所	旧山郷小学校2階（鳥取県八頭郡智頭町大字福原19番地）
(2) 雇用計画	20～30名（正規雇用数名程度）
(3) 投資額	6,000万円（予定）
(4) 操業開始	平成28年10月（予定）
(5) 事業内容	智頭町が改修を行う旧山郷小学校の2階音楽室をオフィスとして活用し、中山間地域でのコミュニティと連携した小規模なコールセンター事業を行う。
(6) 立地の背景	NICは高知県四万十町で平成26年4月から廃校を利用したコンタクトセンター事業を展開し、東京で受注した業務に取り組んでおり、雇用人数は当初の28名から46名まで事業拡大するなど、地域の雇用に大きく貢献している。

3 企業立地支援の見込み

鳥取県企業立地事業補助金 約1,500万円

補助率内訳：最大25%（基本補助率10%、中山間地域加算10%、リスク分散加算5%）

※その他に情報通信関連雇用補助金、正規雇用奨励金による支援予定

※智頭町は、投資額の5%（300万円）の補助、雇用への補助、建物・設備に対する固定資産税を減免予定

4 調印式

- (1) 日時 平成28年9月7日（水）午後3時～3時40分
- (2) 場所 智頭町旧山郷小学校内
- (3) 出席者 株式会社ネットワークインフォメーションセンター
株式会社NIC智頭コンタクトセンター

代表取締役 曾根 邦夫
山郷地区振興協議会 会長 中澤 皓次
智頭町 町長 寺谷 誠一郎
鳥取県 知事 平井 伸治



協 定 書

株式会社NIC智頭コンタクトセンター（以下「甲」という。）、山郷地区振興協議会（以下「乙」という。）及び鳥取県（以下「丙」という。）並びに智頭町（以下「丁」という。）は、甲の智頭町でのコンタクトセンター事業（以下「事業」という。）について次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり事業を行うものとする。

第2条 乙、丙及び丁は、前条に定める事業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲は、事業にあたり、法令等の規定を遵守し、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

第4条 甲は、従業員の採用に当たっては、智頭町在住者を中心として、鳥取県内在住者及び鳥取県内へのU I Jターナー者の積極的な採用に努めるものとする。

2 乙、丙及び丁は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第5条 甲が別紙1のとおり事業を行うことに対し、丙及び丁は、別紙2に掲げる支援を行うものとする。

第6条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下総称して「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

平成28年9月7日

甲 鳥取県八頭郡智頭町福原19番地 株式会社NIC智頭コンタクトセンター 代表取締役 曾根邦夫

乙 鳥取県八頭郡智頭町福原19番地 山郷地区振興協議会 会長 中澤皓次

丙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事 平井伸治

丁 鳥取県八頭郡智頭町智頭2072番地1 智頭町 智頭町長 寺谷誠一郎

(別紙1)

事業計画概要

- | | |
|----------|--------------------|
| 1 事業所の名称 | 株式会社NIC智頭コンタクトセンター |
| 2 所在地 | 鳥取県八頭郡智頭町福原19番地 |
| 3 操業開始 | 平成28年10月(予定) |
| 4 事業内容 | コンタクトセンター事業 |
| 5 雇用計画 | 20名 |

(別紙2)

- 鳥取県の支援
 - 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）に基づく支援
 - 働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領（平成23年4月1日制定）に基づく支援
- 智頭町の支援
 - 智頭町企業立地促進補助金交付要綱（平成24年3月28日要綱第102号）に基づく支援
 - 智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成10年6月22日条例第16号）に基づく支援

鳥取大学に対する鳥取県補助事業等の調査について

平成28年9月15日
財 政 課
健 康 政 策 課
医 療 政 策 課
産 業 振 興 課

国立大学法人鳥取大学において、文部科学省及び厚生労働省所管の補助金等について目的外使用が疑われる事案が発生したことを受けて、鳥取県が交付した類似の補助金及び委託料の実施状況等について、下記のとおり調査を行います。

記

1 調査対象

- (1) 鳥取大学医学部附属病院次世代高度医療推進センターに対する鳥取県の支出。
- (2) 鳥取県から鳥取大学に交付した補助金等の中で、当該事業実施に専従する職員の人件費が大半を占める事業。

2 報告期限

平成28年9月30日（金）

3 その他

平成28年9月6日付で依頼文書を鳥取大学側に手交。

<8月23日以降の報道等による事案の概要>

鳥取大学医学部附属病院次世代高度医療推進センターにおいて、医師らの人材育成の目的で文部科学省からの補助金を活用し雇用している教職員について、大学院生らの教育に専念させる必要があったにもかかわらず、医療機器開発等の別業務に従事していた。

国が上記について調査を行っている。

鳥取県補助事業等の調査について

県担当課 (電話番号)	実施 年度	県事業名	補助金名等	学部	補助 委託
商工労働部 産業振興課 0857-26-7657	H27	とっとり発医療機器開発支 援事業	とっとり発医療機器開発 支援事業業務委託	医学部	委託
商工労働部 産業振興課 0857-26-7657	H28	とっとり発医療機器開発支 援事業	とっとり発医療機器開発 支援事業業務委託	医学部	委託
福祉保健部 健康医療局健康政策課 0857-26-7153	H25	感染症医療提供体制強化事 業	鳥取県地域医療再生基金 事業補助金（感染症医療 提供体制強化事業）	医学部	補助
福祉保健部 健康医療局健康政策課 0857-26-7153	H26	感染症医療提供体制強化事 業	鳥取県地域医療再生基金 事業補助金（感染症医療 提供体制強化事業）	医学部	補助
福祉保健部 健康医療局健康政策課 0857-26-7153	H27	感染症医療提供体制強化事 業	鳥取県地域医療再生基金 事業補助金（感染症医療 提供体制強化事業）	医学部	補助
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7195	H25	鳥取県地域医療支援セン ター運営事業	鳥取県地域医療支援セン ターに係る業務	医学部	委託
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7195	H26	鳥取県地域医療介護総合確 保基金（鳥取県地域医療支 援センター運営事業）	鳥取県地域医療支援セン ターに係る業務	医学部	委託
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7195	H27	鳥取県地域医療介護総合確 保基金（鳥取県地域医療支 援センター運営事業）	鳥取県地域医療支援セン ターに係る業務	医学部	委託
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7190	H26	鳥取県地域医療介護総合確 保基金（在宅医療推進のた めの看護師育成支援事業）	鳥取県地域医療介護総合 確保基金事業補助金（在 宅医療推進のための看護 師育成支援事業）	医学部	補助
福祉保健部 健康医療局医療政策課 0857-26-7190	H27	鳥取県地域医療介護総合確 保基金（在宅医療推進のた めの看護師育成支援事業）	鳥取県地域医療介護総合 確保基金事業補助金（在 宅医療推進のための看護 師育成支援事業）	医学部	補助

鳥取県と中小企業庁、中国経済産業局との中小企業者等支援に関する連携協定締結について

平成28年9月15日

企業支援課

鳥取県と中小企業庁、中国経済産業局の3者は、鳥取県内の中小・小規模事業者（以下「県内中小企業者等」という。）の支援に関して、相互に連携・協力していくことに合意し、「鳥取県中小企業者等支援に関する連携協定」を締結しました。中小企業庁と自治体が中小企業支援に関する連携協定を締結するのは全国初となります。

本協定を契機として、県内中小企業者等の経営強化に向け、国とタッグを組んで強力で各種支援策を講じていきます。



宮本長官からは、自治体と国が一体的に中小企業を支援するこのモデルを全国に広めたい、との発言がありました。

1 調印式日時及び場所

平成28年9月5日（月）午後3時から
特別会議室（県庁議会棟3階）

2 協定調印者

- ・経済産業省中小企業庁長官 宮本 聡
- ・経済産業省中国経済産業局長 波留 静哉
- ・鳥取県知事 平井 伸治

3 連携協定の内容

県内中小企業等の振興に向け、経営力向上や人材確保、創業、事業承継等の支援に係る施策を、相互に連携し、総合的、効果的かつ一体的に実施すべく、次の事項について協力して取り組む。

- ・相互の施策等に関する意見交換、イベント、セミナー等の共催
- ・県内の企業支援機関等との連携促進
- ・中小企業等経営強化法等による認定を受けた県内中小企業者等に対する支援 等

4 協定締結に伴う直近の取組計画

- ・鳥取県版経営革新総合支援事業に、生産性向上に向けた取組への支援枠（生産性向上型）を新たに設け、9月議会に上程中。
- ・県内中小企業、支援機関向けの国・県の施策説明会の開催（10月中～下旬で調整中）

【参考】協定締結の経緯

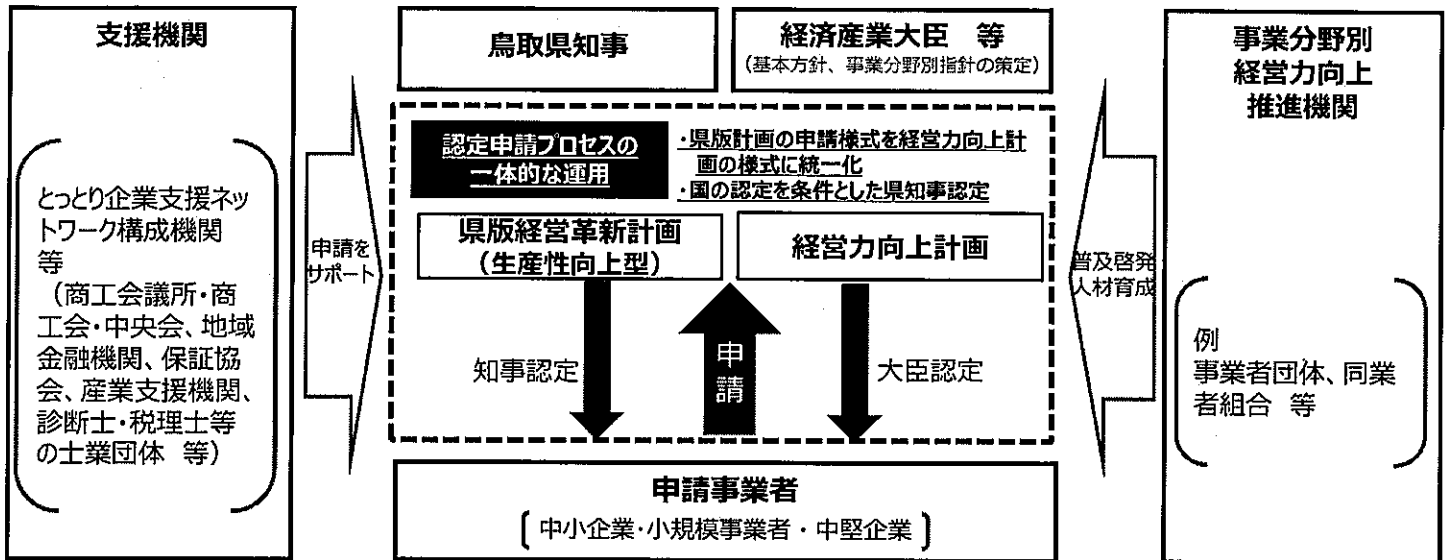
- 中小企業等経営強化法の施行（7月1日）を機に、国では地域の中小・小規模事業者の経営力強化、生産性向上に取り組みはじめたところ。
- 鳥取県で平成24年度から実施している鳥取県版経営革新制度について、中小企業庁側に説明したところ、非常に評価を頂いたこと、また、中小企業の経営力強化、という共通の趣旨をもつ双方の取組は連携することで相乗効果が見込まれることから、今回の協定締結に至ったもの。

中小企業庁と鳥取県とが県内事業者の「稼ぐ力」強化に向けて連携！

～中小・小規模事業者の経営強化に向けた積極的な取組を国と県とがタッグを組んで応援します～



県内中小企業の振興に向け、経営力向上（生産性向上、稼ぐ力の強化等）や人材確保・創業・事業承継等の支援施策を、相互に連携し、総合的・効果的・一体的に実施するため、中小企業庁及び中国経済産業局、鳥取県とで連携協定を締結します（全国初）。



- 生産性向上の取組みへの補助 (1,000万円/上限)
- 貸付利子の一部補助 (1.0%を補助)

鳥取県
Tottori Prefecture

■ 鳥取県版経営革新
・事業者の成功体験や計画策定、実施を支援
・この度、生産性向上を図る取組を加速的に支援する「生産性向上型」も新たに創設予定。

【これまでの実績】
これまで4年間で計画認定 1,408件、設備投資 815件、雇用拡大672人の効果！


補助金

制度融資
利子補助

資金繰り
支援

中小企業庁 (中国経済産業局)
The Small and Medium Enterprise Agency

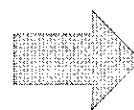
■ 中小企業等経営強化法
・生産性向上の指針を事業者に提供。
・「経営力向上計画」の認定を受けた事業者を積極的に支援。



- 固定資産税を1/2に軽減 (3年間)
- 信用保証の別枠追加保証、保証枠拡大 等

本協定をプラットフォームとして、 中小・小規模事業者の『稼ぐ力』強化

- 中小企業等の経営力向上にかかる取組の一体支援
⇒ 県の施策（県版経営革新、利子補助等）に加え、国の認定による優遇策（税制や信用保証枠の拡大 等）を組み合わせ、一体的支援を実施。
（補助・融資・税制等による一体支援、セミナー、広報等による普及啓発等）
- 関係機関（商工団体、金融機関等）との連携支援の実施
⇒ とっとり企業支援ネットワークを活用したハンズオン支援の実施 等



成功事例の創出

経済団体への障がい者雇用の要請について

平成28年9月15日
雇用人材局就業支援課

県では、4年間（平成27年度～30年度）で障がい者の雇用に1,000人以上拡大させるという目標を掲げており、この推進のため経済団体に対して、鳥取労働局、県及び県教育委員会が合同で障がい者雇用拡大の要請を行いました。

1 要請日 平成28年9月9日（金）及び9月12日（月）

2 要請先及び要請者等

要 請 先	対 応 者	要請日
鳥取県商工会議所連合会	会 長 藤縄匡伸 氏	9/9
一般社団法人鳥取県経営者協会	専務理事 宮城定幸 氏	
鳥取県商工会連合会	専務理事 川口正男 氏	9/12
鳥取県中小企業団体中央会	専務理事 田栗正之 氏	



（鳥取県商工会議所連合会への要請）

〔要請者〕

平井 伸治 鳥取県知事（鳥取県商工会議所連合会のみ）
 内田 敏之 鳥取労働局長
 高橋 紀子 鳥取県商工労働部理事監
 山本 仁志 鳥取県教育委員会教育長（鳥取県中小企業団体中央会以外）
 田中 規靖 鳥取県教育委員会次長（鳥取県中小企業団体中央会のみ）

3 主な要請項目

- ・障害者法定雇用率（2.00%）の達成に向けた更なる雇用促進（今年度、新たに配置した障がい者雇用アドバイザーの活用）
- ・障がい者の離職防止・定着促進のために今年度増員したジョブコーチの活用促進
- ・障害者法定雇用率の見直し（平成30年度）等に伴う精神障がい者の雇用促進 など

4 各経済団体の意見

（1）鳥取県商工会議所連合会

- ・障害者法定雇用率の達成に向け、引き続き取り組みたい。

（2）一般社団法人鳥取県経営者協会

- ・業種によっては、障がい者を採用しづらい業種もあるが、障がいの特性に合った配置を行うことで雇用に繋がる。
- ・適材適所に配置すれば健常者より力を発揮することもある。業務の切り出しなど障がい者雇用アドバイザーに相談するなどして進めるよう企業にも声掛けしたい。

（3）鳥取県商工会連合会

- ・ワークコーポの設立など県の取組は進んでいる。今後も、県の取組や障がい者雇用における助成制度などを会員に紹介して障がい者雇用に推進したい。
- ・雇用している障がい者への接し方が分からないという話を聞くこともある。ジョブコーチや障がい者雇用アドバイザーに話を聞きながら障がい者雇を進めたい。

（4）鳥取県中小企業団体中央会

- ・障がい者の方も貴重な戦力となるので、会報等で会員に対し障がい者雇用や支援策などを広報し、障がい者雇用の啓発を行いたい。

<参考>

（1）「支えあうとっとり 精神障がい者雇用推進フォーラム」の開催（鳥取労働局と共催）

前厚生労働事務次官 村木厚子（むらきあつこ）氏を講師に迎え、障がい者（特に精神障がい者）雇用における配慮事項や障がい者雇用に対する事業主の不安の解消、障がい者雇用・定着の促進を目的にフォーラムを開催する。

〔日時〕10月19日（水）午後1時30分～4時30分 〔場所〕とりぎん文化会館小ホール

（2）鳥取県内民間企業（50人以上規模）の障がい者雇用状況

年度	実雇用率	全国順位	法定雇用率	達成企業割合
H25	1.77%	27位	2.00%	53.6%
H26	1.88%	22位		50.6%
H27	1.99%	16位		54.8%

鳥取県、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構及び
美作大学・美作大学短期大学部との就職支援協定締結について

平成28年9月15日

雇用人材局就業支援課

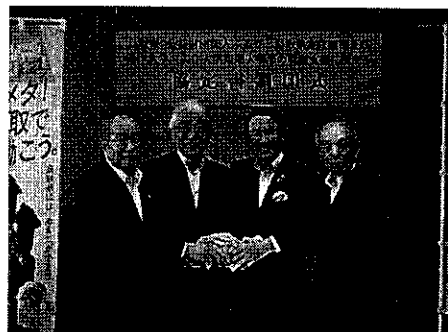
大学等と連携し、鳥取県出身学生等に対するIJUターン就職支援を充実させ、特に県内でも不足している保育、介護等の福祉人材の育成、確保につなげるため、美作大学・美作大学短期大学部との就職支援協定を締結しました。中国地方の大学との就職支援協定の締結は初めてとなります。

1 調印式日時及び場所

平成28年8月25日(木)午後3時から
第4応接室(県庁本庁舎3階)

2 協定書調印者

- ・美作大学・美作大学短期大学部 学長 鵜崎 実
- ・公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 理事長 池上 勝治
- ・鳥取県 知事 平井 伸治



鵜崎学長からは、ふるさとに帰って働きたいという学生の思いを実現させるのが大学の使命であり、就職支援協定締結により、6割程度の鳥取県へのUターン率をさらに引き上げたいとの発言がありました。

3 美作大学・美作大学短期大学部との協定書に規定する連携事項

- (1) 学生に対する鳥取県内の企業情報、各種就職イベント等の周知
- (2) 大学学内で行う就職相談会、企業説明会等の開催
- (3) 学生の保護者に対するIJUターン就職に係る情報提供 等

4 協定締結に伴う直近の取組計画

平成28年10月15日(土)に美作大学内で県内の福祉施設による合同説明会を開催するよう調整中
(社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会と連携)。

<参考>

○美作大学・美作大学短期大学部の概要

- ・所在地 岡山県津山市北園町50番地
- ・創立 1915年
- ・学 科 【大学】… 食物(管理栄養士)、児童(小学校教員、保育士・幼稚園教員)、社会福祉(社会福祉士)
【短大】… 栄養(栄養士)、幼児教育、専攻科介護福祉専攻(介護福祉士)
- ・全体在籍者数(H28.5現在) 【大学】 946名、【短大等】 259名

○美作大学・美作大学短期大学部の鳥取県出身学生及びUターン就職の状況

(1) 鳥取県出身学生(H28.4現在)合計 103名

【内訳】	【大学】	食物(35名)、児童(22名)、社会福祉(19名)	計76名
	【短大】	栄養(13名)、幼児教育(14名)	計27名

(2) H27.3鳥取県出身卒業生のUターン就職の状況

【大学】… 出身者14名中、8名Uターン(Uターン率 57.1%)
【短大】… 出身者13名中、9名Uターン(Uターン率 68.2%)

○他大学との協定締結状況

- (1) 包括協定：明治大学(H20.3) 龍谷大学(H22.7)、京都女子大学(H27.6)
- (2) 就職支援協定：神戸学院大学(H26.2)、立命館大学(H26.7)、武庫川女子大学・同短期大学部(H26.7)
関西大学(H26.11)、同志社大学(H27.7)、兵庫医療大学(H27.10)

平成28年度民芸振興関係の主な取組について

平成28年9月15日

販路拡大・輸出促進課

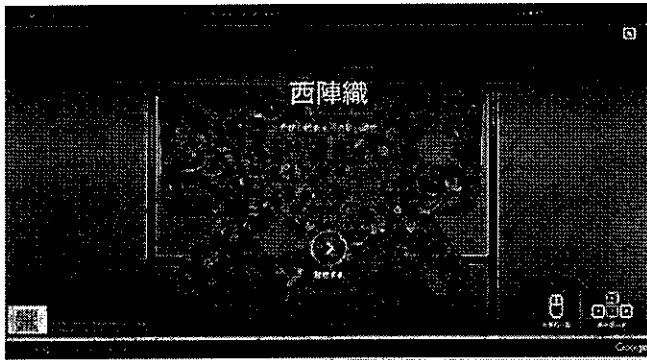
1 Google「Made in Japan 日本の匠」プロジェクトサイトを活用した鳥取県民芸品のPR

(1) サイトの概要

- ・日本の工芸作品を世界に紹介するためにGoogleが開設したサイト。メトロポリタン美術館・オルセー美術館等、世界各地の美術館や博物館が参加している「Google Cultural Institute」の一部。
- ・作品を高画質の画像で鑑賞できる他、その背景にある歴史・文化・制作過程も併せて閲覧可能。
- ・全ての展示は日本語と英語で提供されており、奥深い工芸の世界を広く海外の方に伝える場となる。
- ・現時点で、27都府県82種の工芸品が登録済。

(2) 本県の取組状況

「因州和紙」「弓浜緋」「鳥取県の民芸(牛ノ戸焼・鳥取民芸木工等)」の登録作業中。静止画に加え、制作工程を動画で見られるため、本県の民芸品の魅力を世界に向けて情報発信できる。(今年9月下旬公開予定。) URL: <https://www.google.com/culturalinstitute/beta/project/made-in-japan>



2 新規販路拡大と誘客を合わせた都市圏での展示会開催

(1) インテリアショップイデー自由が丘店・日本橋店での展示会(平成28年7月29日～8月31日)

① 民芸品の展示販売

陶芸、和紙、緋、鍛冶、硝子、型染の計9社。民芸品の他、酵母パン・菓子等の食品、書籍も販売。

② 写真展(自由が丘店)

国内外の雑誌等で幅広く活躍する写真家濱田英明^{はまだひであき}氏独自の視点より撮影された鳥取砂丘・大山等を紹介する写真展を開催。

③ マガジン制作

Iターン・Uターンして手仕事や美意識を大切にしながら豊かな暮らしを送る3組(漆作家・カフェ経営者・ショップ経営者)を紹介するマガジン「LIFECYCLING in Tottori」で、魅力溢れる鳥取版ライフスタイルを情報発信。

※イデーの関連会社である無印良品の香港店で来春に鳥取展開催予定(調整中)。

(2) 「co-tori 2016」(平成29年3月開催予定)

① 目的: 鳥取の民芸、食、地酒を紹介することにより、首都圏での販路拡大及び観光誘客を図る。

② 開催場所: 中目黒の器専門店(SML)及びその周辺の飲食店

③ 概要: 今回で5回目を迎えるイベント。昨年の展示会来店者数は約500名、鳥取和牛オレイン55を活かした独自メニューをレストラン6店舗にて提供した地酒と食のイベント参加者数(2日間)は約200名。今年度はジビエ・旬の野菜や海産物の取扱いを検討中。

※今後、東京3ヶ所・愛知1ヶ所・静岡1ヶ所・香港1ヶ所にて展示会開催予定。